

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【公表番号】特表2010-524630(P2010-524630A)

【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2010-506197(P2010-506197)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/00

A 6 1 M 25/00 4 0 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月8日(2011.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位部と、遠位部と、近位端部と、遠位端部とを有するカテーテル本体部、  
該カテーテル本体部の該遠位部に配置される自己拡張型プロステシス、及び  
該カテーテル本体部の該遠位部に提供されて、近位端部と、遠位端部とを有する少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルを含むカテーテルであって、

該カテーテルがカテーテルバルーンを含まず、  
該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルが、全長部を有し、該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルの近位端部から該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルの遠位端部まで延在して該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネル内部の縦方向に延在する開口部を有し、

該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルの該近位端部が、該自己拡張性プロステシスから近位に延在し、該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルの該遠位端部が該自己拡張性プロステシスのサイド開口部から外側に延在し、

該縦方向に延在する開口部が充分な幅であるので、ガイドワイヤーが、続いて行われるデバイス展開中に該チャネルから充分に引き離されるのを可能にし、

該自己拡張性プロステシスが、展開前に、全長部を有する抑制シース内に包含され、該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルが該抑制シースの該全長部の一部分に対して延在し、該少なくとも一つのガイドワイヤーチャネルの該遠位端部が、該抑制シースの端部間に配置される該抑制シースの横断スリットから突き出ている、

カテーテル。

【請求項2】

前記自己拡張型プロステシスがステントを含む、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】

前記ステントが形状記憶材料を含む、請求項2に記載のカテーテル。

【請求項4】

前記自己拡張型プロステシスがステントグラフトを含む、請求項1に記載のカテーテル。

ル。

【請求項 5】

前記グラフトが、e P T F E、ナイロン、ポリエステル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリテトラフルオロエチレン、ポリウレタン及び弹性有機ケイ素ポリマーからなる群から選ばれる材料を含む、請求項4に記載のカテーテル。

【請求項 6】

前記ステントグラフトが、前記ステントグラフトの第一開口端部の第一ステントと、前記ステントグラフトの第二開口端部の第二ステントとを含む、請求項4に記載のカテーテル。

【請求項 7】

前記グラフト材料が、前記第一開口端部から前記第二開口端部まで延在する、請求項6に記載のカテーテル。

【請求項 8】

前記カテーテルが、前記カテーテル遠位端部から、前記カテーテル遠位端部に対して近位である地点まで延在するガイドワイヤールーメンを更に含む、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項 9】

前記ガイドワイヤーチャネルが、ナイロン、ポリエーテルブロックアミド、ポリウレタン及びポリエチレンからなる群から選ばれる材料を含む、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項 10】

前記ガイドワイヤーチャネルに挿入されるように構成されるガイドワイヤーを更に含む、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項 11】

前記ステントグラフトが、第一開口端部と、第二開口端部と、サイド開口部と、内部側枝支持体とを含む、請求項4に記載のカテーテル。

【請求項 12】

前記内部側枝支持体が前記ステントグラフトのサイド開口部から前記第二開口端部に向かって延在する、請求項11に記載のカテーテル。